

134

## 井吹台北町3丁目A地区

協定区域	西区井吹台北町3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2006年6月14日
	面積	17,242.55㎡		更新 2016年6月14日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2016年6月14日～2026年6月13日(10年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅に限る。ただし、次の建築物については建築可能とする。
- ア 親子等が居住する2世帯住宅(玄関の数は問わない。)
  - イ 学習塾、華道教室その他これらに類する兼用住宅で、個人経営程度のごく小規模なもの、かつ、近隣に迷惑をかけないように駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもの
- (2) 建築物の敷地の区画は150㎡以上を最低敷地面積とする。この協定締結時の区画を併合の上、分割した際も同様とする。
- (3) 建築物の敷地の地盤面の高さは、当該敷地の造成工事竣工時における設定地盤面の高さを変更してはならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- ア 造園等のための必要最小限の変更
  - イ スロープなどのバリアフリー対応、駐車場の改造における部分的な最小限の変更
- (4) 建築物及び垣・柵等の工作物並びに植栽の色彩・意匠は、周囲と調和するものとし、良好な状態に保つよう努めなければならない。
- (5) 道路境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、下記のものについてはこの限りではない。クリーンステーションとの境界線についての本項のあつかいは隣地境界線とみなす。
- ア 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒高が2.3m以下のもの
  - イ 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの
  - ウ 外壁がなく、柱と屋根、庇で構成されたカーポート、その他これに類する用途に供するもので小規模なもの(ただし、池谷環状線沿いの道路境界線については、軒高が2.3m以下のものに限る。)
- (6) 看板、広告塔、その他これに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺と調和する様努めなければならない。
- (7) 建築物の階数は、2以下(地階を除く。)とする。
- (8) 機械式立体駐車場の設置は不可とする。
- (9) アマチュア無線等のアンテナは屋外に設置してはならない(衛星テレビ用アンテナその他これに類するもので小規模なものを除く。設置箇所は周囲の景観を損なわないように十分配慮すること。)

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

134

# 井吹台北町3丁目A地区

134 井吹台北町3丁目A地区建築協定区域



## 位置図

